

平成 3 0 年度 第 7 回

十和田市農業委員会総会議事録

期日 平成 3 0 年 1 0 月 1 6 日

場所 十和田市役所議会会議室

平成30年度第7回十和田市農業委員会総会

1. 場 所 十和田市役所議会会議室
2. 開 会 日 時 平成30年10月16日(火) 午後2時01分
3. 閉 会 日 時 平成30年10月16日(火) 午後2時33分

4. 出席農業委員(16名)

2番	小田正喜君	3番	外山康仁君
4番	小笠原和男君	5番	箕輪展忠君
6番	竹浦寿広君	7番	野崎さち子君
8番	中野渡稔君	9番	北上稔君
10番	國分弘志君	11番	甲田稔君
13番	小川正孝君	14番	新屋敷より子君
15番	杉山秀明君	16番	中野均君
17番	米田一典君	19番	力石堅太郎君

5. 欠席農業委員(3名)

1番	野月弘行君	12番	豊川洋人君
18番	山崎誠一君		

6. 会議に付した案件

報告第40号	農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
報告第41号	農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について
報告第42号	競売買受適格者に係る農地法第3条許可書の交付について
報告第43号	農地の転用事実に関する照会について
報告第44号	農用地利用配分計画の認可について
議案第37号	農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について
議案第38号	十和田市農用地利用集積計画の作成に係る要請について
議案第39号	十和田市農用地利用集積計画の決定について

議案第40号 農地法第5条第1項の規定に基づく事業計画変更承認に係る意見について

議案第41号 農地法第4条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について

議案第42号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について

## 7. 議事録署名委員

14番 新屋敷 より子 君      15番 杉山 秀明 君

## 8. 会議事件の説明及び職務のため出席した職員

事務局長	市澤新吾	事務局次長	高橋克彦
事務局農地係長	越田守	事務局振興係長	根岸優一
事務局主任主査	山崎和也	事務局主任主査	中野渡礼央
事務局主任主査	椛木信人	事務局主任主査	吉田武範

## 9. 書 記

事務局主任主査 山崎和也

議 長（力石堅太郎君）本日の欠席通告者は、1番 野月 弘行 委員、12番 豊川 洋人 委員、18番 山崎 誠一 委員です。出席委員は定足数に達しておりますので、総会は成立いたしました。只今より、平成30年10月5日に告示招集いたしました平成30年度第7回十和田市農業委員会総会を開会いたします。

議 長（力石堅太郎君）これより本日の会議を開きます。はじめに、議事録署名委員の指名を行います。お諮りいたします。議事録署名委員は議長において指名することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（力石堅太郎君）ご異議なしと認め、議長より指名いたします。14番 新屋敷 より子 委員、15番 杉山 秀明 委員を指名いたします。

議 長（力石堅太郎君）会議書記には 山崎 和也 君を、参与には事務局長以下各職員を任命いたします。

議 長（力石堅太郎君）次に、会期の決定を行います。お諮りいたします。総会の会期は本日1日限りとしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（力石堅太郎君）ご異議なしと認め、総会の会期は本日1日限りと決定いたしました。

議 長（力石堅太郎君）次に報告第40号について事務局から報告をいたします。

事務局長（市澤新吾君）1ページをお願いいたします。報告第40号、農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について。農地法施行規則第68条第1項の規定により、別紙のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したので報告する件です。2ページから3ページになります。2ページをお願いします。今回は全体で4件、農地法等に係るものは1件、農地中間管理事業に係るものは3件、全て合意解約によるものです。51番は26ページ89番と90番で農地中間管理事業による貸借があります。3ページです。農地中間管理事業による合意解約分です。5番は今後売買予定で経営転換協力金の返還対象となります。6番は解約後自ら耕作するものです。7番は転用を予定しています。以上です。

議 長（力石堅太郎君）報告について、意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長（力石堅太郎君）なしと認めます。よって報告第40号を報告済みといたします。

議長（力石堅太郎君）次に報告第41号について事務局から報告をいたします。

事務局長（市澤新吾君）4ページをお願いいたします。報告第41号、農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について。農地法施行規則第21条の規定により、別紙のとおり相続等による権利取得の届出書を受理したので報告する件です。5ページから6ページになります。今回は7件で、全て相続による取得です。あっせん等の希望はありません。5ページです。68番と69番は貸借中です。70番は一部が貸借中、その他は農地として管理するものです。71番は一部が貸借中、その他は自ら耕作するものです。6ページです。72番は一部を農地として管理、一部の現況が宅地、その他は自ら耕作するものです。73番と74番は、自ら耕作するものです。なお、相続を受けた農地の一部が農地以外の用途になっているものについては、今後分筆及び地目変更の指導をしていきたいと思っております。以上です。

議長（力石堅太郎君）報告について、意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長（力石堅太郎君）なしと認めます。よって報告第41号を報告済みといたします。

議長（力石堅太郎君）次に報告第42号について事務局から報告をいたします。

事務局長（市澤新吾君）7ページをお願いいたします。報告第42号、競売買受適格者に係る農地法第3条許可書の交付について。最高価買受申出人等となった競売買受適格者からの、農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請について、別紙のとおり許可書を交付したので報告する件です。8ページです。今回は農地法第3条の許可書1件の交付がありました。青森地方裁判所八戸支部における競売に係るもので、70番は平成30年9月19日開催の第6回総会議案第32号で承認を得ております。許可書は10月3日交付しました。落札価格は462,200です。以上です。

議長（力石堅太郎君）報告について、意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長（力石堅太郎君）なしと認めます。よって報告第42号を報告済みといたします。

議長（力石堅太郎君）次に報告第43号について事務局から報告をいたします。

事務局長（市澤新吾君）9ページをお願いいたします。報告第43号、農地の転用事実に関する照会について。青森地方法務局十和田支局から別紙土地の現況について照会があったので、現地調査等の結果に基づき別紙のとおり回答したので報告する件です。10ページをお願いいたします。今回の照会件数は2件2筆で、現地調査は10月11日に行っております。31番は十和田・六戸学校給食センター南側の交差点から西に約210メートル進んだ丁字路を北に約50メートル進んだ地点の道路の突き当りです。申請地の一部には平成10年に建築されたカーポートが建っているほか、プレハブ物置が4棟置かれていますが、それ以外の部分は、農地性があると判断されることから、一部非農地、一部農地と回答しました。32番は、十和田パイオニア株式会社第2工場東側道路を北へ約150メートル進んだ地点の道路の西側です。申請地には昭和56年に建築された住宅が建っており、宅地として利用されていることから、非農地と回答しました。以上です。

議長（力石堅太郎君）報告について、意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（力石堅太郎君）なしと認めます。よって報告第43号を報告済みといたします。

議長（力石堅太郎君）次に報告第44号について事務局から報告をいたします。

事務局長（市澤新吾君）11ページをお願いいたします。報告第44号、農用地利用配分計画の認可について。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の規定に基づき、農用地利用配分計画の認可について、別紙のとおり青森県知事から通知があったので報告する件です。今回の報告案件は、8月17日開催の平成30年度第5回総会議案第29号で農用地利用集積計画の決定の承認をいただいたものについて、10月3日付で県知事から配分計画の認可があったものです。利用権を設定する者は、全て農地中間管理機構である公益社団法人あおもり農林業支援センターです。12ページをお願いいたします。賃借権は12ページから15ページで、14件28筆56,793平方メートルです。貸借期間は5年が209番の1件、15年が215番の1件、このほかの12件は10年になります。16ページをお願いいたします。使用貸借による権利は2件3筆8,032平方メートルです。貸借期間は10年が22番の1件、5年が23番の1件です。以上です。

議長（力石堅太郎君）報告について、意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長（力石堅太郎君）なしと認めます。よって報告第44号を報告済みといたします。

議長（力石堅太郎君）ここからは議案に入ります。今月担当した農用地利用調査班は第1班で、調査員は北上班長、小笠原委員、野崎委員の3名です。10月5日に現地調査及び市役所新館4階会議室での聴取調査を行っております。

議長（力石堅太郎君）次に議案第37号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。

事務局長（市澤新吾君）17ページをお願いいたします。議案第37号、農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について。農地法施行令第1条の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので審議を求める件です。

議長（力石堅太郎君）許可申請に係る現地調査と聴取調査の結果について報告願います。9番 北上 稔 委員、お願いいたします。

報告委員（北上稔君）第3条の許可に関する報告をいたします。今回の3条申請は合計13件で、このうち所有権移転が12件、賃借権設定が1件となっています。まず所有権移転ですが、申請番号71番から78番は相手方要望による売買です。このうち76番及び77番、78番はともに新規就農です。77番と78番は夫婦で、それぞれ農地を取得する計画ですが、世帯合計で下限面積の5反歩を超えるため、新規就農に該当します。営農計画書をもとに聴取調査を実施しましたが特に問題はありませんでした。申請番号79番から82番までは贈与で、79番は親から子へ贈与します。80番から82番は知人への贈与で、これらは三者間で出し手と受け手がそれぞれ自己所有地近くの農地を互いに交換するものです。次に賃貸借についてですが、20ページの申請番号74番は労力不足により貸借します。以上について、現地確認と写真での確認の結果、申請地は全て農地として管理されており、また、申請書は適当と認められますので、委員の皆様の審議をお願い申し上げ、報告といたします。

議長（力石堅太郎君）北上委員、ご苦労様でした。事務局から提出議案の内容を説明いたします。

事務局長（市澤新吾君）調査員報告の内容について補足的に説明をいたします。18ページから20ページです。所有権移転の71番から82番及び賃借権の74番は、農地法第3条第2項各号の判断につきましてはお手元の調査書のとおりで該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。

議長（力石堅太郎君）これより質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（力石堅太郎君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（力石堅太郎君）ご異議なしと認めます。よって議案第37号は許可することに決定いたしました。

議長（力石堅太郎君）次に議案第38号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。

事務局長（市澤新吾君）21ページをお願いいたします。議案第38号、十和田市農用地利用集積計画の作成に係る要請について。農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定により、十和田市長に対して別紙のとおり農用地利用集積計画を定めるよう要請することの承認を求める件です。

議長（力石堅太郎君）農用地利用調整会議の結果について報告願います。7番 野崎さち子 委員、お願いいたします。

報告委員（野崎さち子君）それでは十和田市農用地利用集積計画の作成に係る要請に関する報告をいたします。10月5日午後には北上班長、小笠原委員と私の3名で、会長室において農用地利用調整会議を行い、聴取調査を実施しました。あっせん件数は所有権移転の1件です。申請地は全て農業振興地域内の農用地区域内農地であり、所有権の移転を受ける者は認定農業者です。申請番号16番は労力不足により売買するものです。申請地は所有権の移転を受ける者の経営する農地の近くにあることから、農地の集約が図られるものと考えます。利用調整委員としては申請内容及びあっせんについて適当と認めましたので、その旨を10月5日付で会長あてに農用地利用調整会議の調整結果報告として報告しております。以上のことから、委員の皆様の審議をお願い申し上げ報告といたします。

議長（力石堅太郎君）野崎委員、ご苦勞様でした。事務局から提出議案の内容を説明いたします。

事務局長（市澤新吾君）調査員報告の内容について補足的に説明します。22ページです。今回申請のあった所有権移転の1件につきましては調査書のとおりで、農

業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上です。

議長（力石堅太郎君）これより質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（力石堅太郎君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり要請することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（力石堅太郎君）ご異議なしと認めます。よって議案第38号は要請することに決定いたしました。

議長（力石堅太郎君）次に議案第39号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。

事務局長（市澤新吾君）23ページをお願いいたします。議案第39号、十和田市農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農地中間管理機構に係る農用地利用集積計画の作成について、別紙のとおり十和田市長から依頼があったので、農業委員会の意見を求める件です。24ページをお願いいたします。利用権の設定を受ける者は全て農地中間管理機構である公益社団法人あおもり農林業支援センターです。賃借権の設定は24ページから26ページで、10件22筆48,685平方メートルです。利用権設定期間は10件全て10年です。81番から83番は耕作者集積協力金の対象となります。25ページ84番は経営転換協力金の対象となります。85番は耕作者集積協力金の対象となります。26ページ89番と90番は2ページ51番で合意解約したものです。27ページをお願いいたします。使用貸借による権利は17番で、1件1筆890平方メートルです。利用権設定期間は10年で、経営転換協力金の対象となります。以上です。

議長（力石堅太郎君）これより質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（力石堅太郎君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（力石堅太郎君）ご異議なしと認めます。よって議案第39号は承認することに決定いたしました。

議 長（力石堅太郎君）次に議案第40号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。

事務局長（市澤新吾君）28ページをお願いします。議案第40号、農地法第5条第1項の規定に基づく事業計画変更承認に係る意見について。農地法第5条第1項の規定により、許可した農地転用事業について、別紙のとおり農地転用事業計画変更承認申請があったので、県知事に送付するための意見を求める件です。29ページをお願いいたします。この件は、平成20年11月19日付指令第2619号で許可されたものですが、平成30年9月25日付けで事業計画変更申請が提出されました。変更理由は、当初見込みより地盤改良に係る資金が必要となり資金の工面ができずに建築に至っていませんでしたが、現在、資金調達の目途がついたため、貸家1棟1世帯分の建築からより収入増が見込まれるアパート1棟6世帯分の建築に変更するものです。以上です。

議 長（力石堅太郎君）これより質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（力石堅太郎君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり許可相当とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（力石堅太郎君）ご異議なしと認めます。よって議案第40号は許可相当とすることに決定いたしました。

議 長（力石堅太郎君）次に議案第41号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。

事務局長（市澤新吾君）30ページをお願いします。議案第41号、農地法第4条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について。農地法第4条第2項の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、県知事に送付するための意見を求める件です。

議 長（力石堅太郎君）許可申請に係る現地調査及び聴取調査の結果について報告願います。4番 小笠原 和男 委員、お願いします。

報告委員（小笠原和男君） それでは第4条の農地転用に関する報告をいたします。第4条の農地転用は今回は2件です。申請番号6番の転用事由は貸家建築で、申請地に平屋の貸家を4棟建築する計画です。申請番号7番は通路の拡幅です。市道から自宅に至る通路が狭く、車の通行や転回に支障があることから、必要面積を分筆し拡幅するものです。農地区分につきましては、申請番号6番及び7番は都市計画法の用途地域内であり、第3種農地に該当します。以上、現地調査と聴取調査の結果、申請地は農地転用の要件を満たしており、申請内容に対して適当と認められますので、委員の皆様の審議をお願い申し上げ報告といたします。

議 長（力石堅太郎君） 小笠原委員、ご苦労様です。事務局から提出議案の内容を説明いたします。

事務局長（市澤新吾君） 調査員報告の内容について、補足的に説明します。31ページです。6番の場所は大竹菓子舗本店南側道路を西に約40メートル進んだ道路の南側です。7番の場所はユニクロ+和田店の北側約60メートルの地点です。以上です。

議 長（力石堅太郎君） これより質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（力石堅太郎君） なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり許可相当とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（力石堅太郎君） ご異議なしと認めます。よって議案第41号は許可相当とすることに決定いたしました。

議 長（力石堅太郎君） 次に議案第42号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。

事務局長（市澤新吾君） 32ページをお願いします。議案第42号、農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について。農地法第5条第3項の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、県知事に送付するための意見を求める件です。

議 長（力石堅太郎君） 許可申請に係る現地調査及び聴取調査の結果について報告願います。4番 小笠原 和男 委員、お願いします。

報告委員（小笠原和男君） それでは第5条の農地転用に関する報告をいたします。第5条の農地転用は、今月は4件です。申請番号51番から53番までの転用事由は、ともに自己住宅の建築です。51番は使用貸借により親から農地を借り受けて住宅を建築し、完成後に七戸町から移住します。52番は農地を買い受けて建築するもので、仙台市からのUターンとなります。53番も農地を買い受けての建築です。建築により借家住まいの解消を図ります。申請番号54番は太陽光パネルの設置です。太陽光発電事業を実施するにあたり、全体の計画面積は28町歩余りで、その大部分は森林なのですが、一部に農地が存在することから、この度の転用申請となったものです。次に農地区分についてですが、申請番号51番は都市計画法の用途地域内であり、第3種農地に該当します。申請番号52番と53番は農用地区域内にある農地以外の農地であり、いずれの要件にも該当しない農地として、第2種農地のその他の農地に該当します。申請番号54番は第1種農地に該当しますが、事業の全体面積に占める農地の割合が3分の1を超えないことから、不許可の例外となります。以上、現地調査と聴取調査の結果、申請地は、農地転用の要件を満たしており、また申請内容に対して適当と認められますので、委員の皆様の審議をお願い申し上げ報告といたします。

議長（力石堅太郎君） 小笠原委員、ご苦労様です。事務局から提出議案の内容を説明いたします。

事務局長（市澤新吾君） 調査員報告の内容について補足的に説明します。33ページです。51番の場所は県道中ノ渡十和田線沿いの西吾郷バス停から北に約100メートル進んだ地点の路地を西に約30メートル進んだ地点の北側です。52番の場所は社会福祉法人生きがい十和田わんぱく広場保育園南側道路を東へ約200メートル進んだ先の十字路を南に向かい突き当りを東へ10メートルの丁字路を南へ約40メートル進んだ道路の東側です。53番の場所は市立西小学校南側道路を西へ進み株式会社キセキ東北十和田営業所西側の交差点を南東に約230メートル進んだ道路東側です。54番の場所は国道4号沿いの一心亭十和田店から南部地域農業共済組合方向に約450メートル進んだ地点の株式会社畠山産業から北に直線距離で約500メートルの地点です。以上です。

議長（力石堅太郎君） これより質疑に入ります。ありませんか。

議長（力石堅太郎君） はい、2番。

委員（小田正喜君） 2番、小田です。54番なのですが、太陽光パネルの設置とあるんですが、自分たちヘリコプターでぐるぐる回ったりしているんですが、着工が12月1日になっていますけれども、前から着工されているみたいですが、どうですか。

事務局長（市澤新吾君）たぶん見たところは山林の部分で、あそこは周りが全部山林なんですけれども、農地部分に関しては手を着けておりません。以上です。

委員（小田正喜君）田んぼを削ったような跡も見受けられたんですけれども。あの、ずっと奥だよ。田んぼもちょっと手を着けていたんですよ。

議長（力石堅太郎君）暫時休憩しますか。

事務局長（市澤新吾君）私たちも見にいったんですけれども、その時点ではちゃんと耕起されていて、着工はしておりません。

議長（力石堅太郎君）ちょっと図面見てみて。勘違いの部分もあるかと思うから。あるかもしれないから。暫時休憩します。

休憩 午後2時31分

（小田委員に図面を確認してもらい、農地部分の事前着工は無いことを確認）

再開 午後2時32分

議長（力石堅太郎君）休憩を解いて会議を再開します。

議長（力石堅太郎君）その他、ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（力石堅太郎君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり許可相当とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（力石堅太郎君）ご異議なしと認めます。よって議案第42号は許可相当とすることに決定いたしました。

議長（力石堅太郎君）以上で今総会に付議されました議事は全て終了いたしました。これをもちまして、平成30年度第7回十和田市農業委員会総会を閉会いたします。誠にご苦勞様でした。

————— 閉会 午後2時33分 —————